資料１

平成２７年３月１８日
戦略企画部企画課

次期「みえ県民力ビジョン・行動計画」の基本的な考え方について

現行の「みえ県民力ビジョン・行動計画」（平成 24 年度～27 年度）（以下「現行動計画」という。）に続く行動計画（以下「次期行動計画」という。）の策定にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりとする。

１　現行動計画の総括的な検証（成果と課題）

（１）成果

○施策について、平成 25 年度の数値目標（県民指標）の達成度は 46％であるが、到達度をみると 56 施策中 49 施策（87％）が 90％を超えている。

○国の政策に先駆けて、少子化対策、産業振興、人口減少対策等に取り組んでおり、「三重県少子化対策推進県民会議」の設置や「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の制定など新しい仕組みや制度が構築されている。

○行政運営について、みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）に基づくＰＤＣＡの仕組みが構築され、オールインワンシステムによりさまざまな場面で必要とする情報の一元化等が図れた。

○行財政改革取組については、平成 26 年度末の達成度が 88％見込と概ね順調に進んでいる。

○県民の視点では、「みえ県民意識調査」結果において、２年連続で県民の幸福感の平均値が上昇し、同種の国や他県の調査結果と比較しても高い。

（２）課題

○施策については、現行動計画策定後の社会情勢等の大きな変化や施策が大きく進展したことに伴う課題等に対応する必要がある。

○選択・集中プログラムについては、２年目以降に予算の特別枠が設けられていない、協創の新たな仕組みが構築されつつあるが、県民に成果が十分に届いているとはいえない状況にあるなどの課題がある。

○数値目標については、目標値と事業との関係が不明確なものや、目標値の難易度にばらつきがあるなどの課題がある。

○みえ県民力ビジョンの基本理念の実現や地方創生の推進のため、スマートサイクルに基づくＰＤＣＡの仕組みの見直しや行財政改革のさらなる進化とともに、計画全体のスリム化が求められている。

○平成 26 年度から取り組んでいる少子化対策や地方創生の動きが国・地方をあげて加速する中、地方創生への腰を据えた対応が求められている。

加えて、

○各事業のＰＤＣＡサイクルをより高いレベルで運用し、各事業の質を高めるとともに、その成果を県民の皆さんに届けるため、各事業を推進する上での共通する仕組みが必要である。

２　次期行動計画の策定にあたっての基本的な考え方

（１）計画の位置づけ

「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するための第二次の中期戦略である。

（２）計画期間

現行動計画と同様、行政の継続性の観点から、通常の知事選挙の影響による行政の空白期間が生じないように、平成 28 年度から 31 年度までの４年間とする。

（３）政策体系（施策）

政策体系については、「みえ県民力ビジョン」が平成 24 年度から概ね 10 年後を見据えた戦略計画であるため、政策の根本的な見直しを行わない。

ただし、施策については、現行動計画策定後の社会情勢等の変化などを検証した上で、必要最小限の見直しを行うこととする。

（４）各種個別計画との関係性

これまで策定済みの各種個別計画、平成 27 年度策定予定の個別計画との整合性を図る。

（５）計画全体のスリム化

事業実施段階から評価に至るまで、目標達成を第一とし、（内部事務的な労力を減らし、）県民の皆さんにとってわかりやすいよう、計画全体のスリム化を図る。

（６）計画の策定体制

〇庁内：既存の庁内会議（部長級会議、共通幹事会）等を活用
〇庁外：現行動計画策定時と同様、「三重県経営戦略会議」を活用
〇その他：パブリックコメントの実施
　　　　　市町や県議会等とも情報や課題を共有

（７）計画のマネジメント

①計画の推進

スマートサイクルに基づくＰＤＣＡサイクルの運用と仕組みの見直しを行う。

・ＰＤＣＡサイクル全体のさらなる見直し
・「Ｃ→Ａ」を「Ｐ」のバージョンアップにつなげる仕組み
・戦略企画部の主導的な役割の再構築

②行財政改革

現行の「三重県行財政改革取組」の取組状況の検証や社会情勢の変化等をふまえ、新たな行財政改革プランの検討を行う。

③財政運営

極めて深刻な財政状況をふまえ、持続可能な財政基盤の確立のため、歳入確保に最大限取り組むとともに、限られた財源を柔軟に無駄なく配分できるよう、事業の徹底した見直しを行いつつ、一層の選択と集中を図る。また、可能な限り臨時財政対策債等を除く県債発行の抑制に取り組むとともに、将来の大規模プロジェクトに備え、財政負担の平準化にも取り組む。

３　主な論点

（１）次期行動計画のテーマを、どのように考えているのか。

⇒【基本的な考え方】

○ 別紙のとおり。

⇒【対応方針】

○ 次期行動計画のテーマについては、なるべく早い時期に提示し、整理する。

（２）「みえ県民力ビジョン」策定の前提となった時代潮流と現状認識について、現時点においてどのように捉えているのか。

⇒【基本的な考え方】

○「みえ県民力ビジョン」策定の前提となった時代潮流の主なものは、大規模な自然災害の脅威、環境問題も含めたエネルギー政策の見直し、少子高齢化の一段の進行による人口減少への対応、グローバル化への対応を含めた多様な産業構造の構築等、「第三の分水嶺」ともいうべき「パラダイムの転換」であった。また、行政面では、このパラダイム転換を認識した上で、政策の柔軟性、地域の多様性を重視した自主性、財政基盤の強化等を課題としていた。

ビジョン策定時は、確かに東日本大震災の直後という非常時ではあったが、近年の大規模な自然災害の発生、新エネルギーの普及（メガソーラーやバイオマス発電等）、国・地方をあげた少子化対策や地方創生の動き、みえ産業振興戦略の具現化に向けた動き等（航空宇宙産業、ヘルスケア産業、食等の成長産業化、県内企業の海外展開等）をふまえると、現時点においても、ビジョンの前提とした時代潮流の認識を変更する必要はなく、その意義がますます強まっていると考える。

⇒【対応方針】

○ビジョン自体の見直しは行わないが、次期行動計画の冒頭において、世界や日本の主要な事象や指標などを示しつつ、現時点における時代潮流と現状認識をふまえたアクティブシチズンや協創の意義について記載する。

（３）政策体系（施策）は、どのような視点で必要最小限の見直しを行うのか。

⇒【基本的な考え方】

○現行動計画における施策、基本事業の検証の視点

①施策の見直しについては、

ア）現行動計画策定後の社会情勢等の大きな変化

・現行動計画策定時点になかった課題
・課題の量的又は質的な大きな変化
・法の制定等による大きな社会システムレベルの変化
・県民の意識の劇的な変化

イ）施策が大きく進展したことに伴う課題

ウ）施策が進展していないことを改善するための課題

に対応するため、必要最小限の見直しを行う。

②施策の目的は、県民の立場にたったものになっているか。

③目的と手段の関係が明確か。（基本事業が、施策の目的達成のための有効な手段となっているか）

○新しい施策の構築にあたっての視点

「県版総合戦略」の政策パッケージの構築に用いた視点は、新しい施策の構築にあたっても有効であると考えるため、活用する。

①「攻めの対策」と「守りの対策」
②「三重県らしさ」と「三重県ならでは」（強みと弱み）
③「量」の拡大と「質」の向上
④ファクト（事実）とロジック（論理）

⇒【対応方針】

○施策、基本事業の見直しについて、各部局の検証及び検討作業を、上記の視点に基づき、３月から着手する。

<参考>検証の具体例

・施策が進展した分野において、現行の施策・基本事業では対応できない部分が生じているのではないか。

［例］Ⅲ－２「強じんで多様な産業」における「みえ産業振興戦略のローリング」への対応
高等教育機関政策の位置づけの検討

・事業を進展していく中で、既存施策の限界、他の施策との境界が区分しにくい部分があるのではないか。

［例］Ⅱ－５「地域との連携」における施策 251「南部地域の活性化」と施策 252「東紀州地域の活性化」の整理

・目的を達成した、あるいは環境の変化や県の役割の変化により、不要となったもの

［例］Ⅱ－５「地域との連携」における施策 253「『美し国おこし・三重』の新たな推進」終了後の対応

【参考】「政策」、「施策」、「基本事業」、「事務事業」とは

- ○ 「政策」とは、「施策」のまとまりであり、「政策展開の基本方向」を実現するための大きな方針、目標および取組方向を示したもの
- ○ 「施策」とは、「基本事業」のまとまりであり、「政策」の目的を実現するための具体的な取組方向や目標を示したもの
- ○ 「基本事業」とは、「事務事業」のまとまりであり、「施策」の目的を実現するための具体的な取組内容や目標を示したもの
- ○ 「事務事業」とは、県が行う行政活動の基本的な事業単位であり、「基本事業」の目的を実現するために年度ごとに具現化する取組

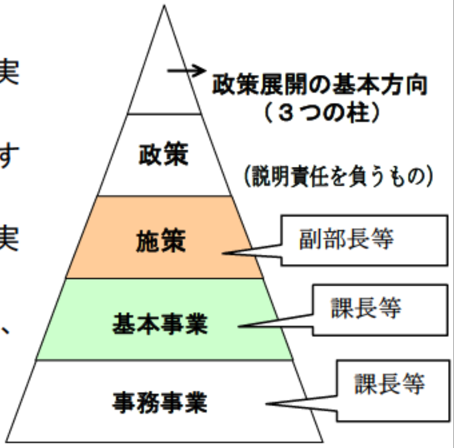

（４）政策体系と部局横断的で総合的な取組が求められる計画との関係性は、どのように整理するのか。

⇒【基本的な考え方】

○次期行動計画の政策体系と県版総合戦略、「希望がかなうみえ　子どもスマイルプラン」、国土強靱化地域計画など政策分野が多岐にわたり、部局横断的で総合的な取組が求められる計画との関係性について、県民の皆さんにとっての分かりやすさの視点から整理が必要である。

○一方、このことは、部局等の組織を基本とした縦串の政策体系と、部局横断的で総合的な横串の政策パッケージとの整理という課題であり、政策体系の抜本的な見直しの議論と同レベルの議論にするべきではないと考える。

⇒【対応方針】

○政策体系の整理と併せて、例えば「総合的な政策課題」等として整理する方向で検討する。

（５）選択・集中プログラムに代わる「重点的な戦略（仮称）」を設けるのか。

⇒【基本的な考え方】

○選択・集中プログラムの総括的な検証結果は、以下のとおり。

＜事業進捗面＞

○防災・減災対策、道づくり、獣害対策、産業廃棄物の不適正処理是正、産業振興、観光振興、高等教育機関と地域との連携などで、協創の新たな仕組みや制度が構築されるなど多くの成果が出ている。

○一方で、医療体制の確保、障がい者雇用、南部地域活性化などで、目標が達成していなかったり、県民に成果が十分に届いているとはいえない状況がある。

＜制度面＞

○目標と手段の関係から、新規・継続を含めた効果的な政策パッケージを構成する視点が十分ではなかった。

○予算等の経営資源配分のあり方について、初年度は特別枠として予算の優先配分がなされたが、２年目以降については特別枠が設けられていない。一方で、社会情勢の変化等に対応するために設けられた特定政策課題枠に加え、重点化施策が新たに導入されたことに伴い、優先配分のある予算枠が複線化したため、これらの予算枠との関係性が対外的に分かりにくくなっている。

以上の検証結果をふまえて、選択・集中プログラムを見直す必要がある。

⇒【対応方針】

○選択・集中プログラムに代わる「重点的な戦略(仮称)」については、次期行動計画における設定の有無も含めて、そのあり方について検討する。

○検討にあたっての視点

①設定：４年間のＰＧか（計画性重視)、年度ごとのＰＧか（柔軟性重視)。

②内容：真に効果的、戦略的な政策パッケージをめざした仕組み

③位置づけ：行動計画の政策体系との関係性、分かりやすさ

④行政経営資源の重点配分：予算等の重点配分の確保

※平成 28 年度からの地方創生交付金の本格実施を見据えた議論が不可欠

⑤その他：突発的な事案や新たな政策課題（社会情勢の変化）への対応

（６）数値目標について、どのような視点で見直しを行うのか。

⇒【基本的な考え方】

○数値目標は、現行動計画策定時に議論を重ねて設定したが、事業を進めてきた中で見えてきた課題は、以下のとおり。

①成果志向性：県民から見た成果を必ずしもあらわしていない。

［例］施策 231「子どもの育ちを支える家庭・地域づくり」の県民指標「三重県子ども条例」の認知度　等

②分かりやすさ：

・実績値が１年遅れでしか把握できないため、当該年度の取組の成果が適切に評価されない。

［例］施策 151「地球温暖化対策の推進」の県民指標「温室効果ガス排出量の基準年度比」等

③ロジック（目的と手段の関係)：「活動指標」が全て達成していても「県民指標」の効果に連動していない。

［例］施策 251「南部地域の活性化」等

④計測可能性：

・e モニターを活用した目標値について、年齢・地域構成等の属性やインターネットの特性等を配慮のうえ評価する必要がある。

［例］施策 241「学校スポーツと地域スポーツの推進」県民指標　等

・４月時点で実績（見込）が把握できないため、春の政策協議において、前年度の取組の成果を適切に評価できない。

［例］施策 221「学力の向上」の活動指標「1,000 人あたりの暴力行為発生件数」等

⑤難易度：

・策定後に、平成 23 年度現状値を最新実績値に更新した際、４年間の目標値を上回ったものがある。

［例］施策 331「雇用への支援と職業能力開発」の活動指標「県が就職に向けて支援した延べ若年者数」等

・必ずしも特別な事業展開をしていないのに、初年度に４年間の目標値を達成したものがある。

［例］施策 311「農林水産業のイノベーションの促進」の活動指標「農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数」

○以上の課題をふまえ、数値目標の設定については、一定の基準を設けて検討する必要がある。

⇒【対応方針】

○数値目標の設定について、一定のガイドラインを設けて検討する。

○検討にあたっての視点

＜現行動計画の策定時に設けた視点＞

①成果志向性：県民から見た成果をあらわしているか。

②分かりやすさ：県民から見て何を測定しているのかが理解されるか。

＜今回、追加する視点＞

③目的との適合性：目的と手段の関係が明確で、目的やめざす成果を適切に反映しているか。

④計測可能性：データは毎年継続して収集可能か。また、４月時点で前年度の実績（見込）が収集可能か。

※e モニターを活用した目標値は、基本的に使用しない。

⑤妥当性：目標値の難易度（レベル）が妥当であるか。（挑戦的かつ実現可能性のある目標値）

○次期行動計画の施策、基本事業の検討と連動して、目的と手段の関係を明確にしたロジックモデルを作成する。

○数値目標の設定にあたって参考となるよう、他府県総合計画の数値目標などを示す。

（７）事業を推進する上での共通する仕組みとは、何をさすのか。

⇒【基本的な考え方】

○事業の質を高めるとともに、その成果を県民の皆さんに届けるため、各事業を推進する上で、共通する仕組みとして、

ア）県民一人ひとりや県を含む事業主体の意識やスキルを高めるための**「広義の人づくり」**を、部局横断的で総合的な政策パッケージを検討する際の重要な視点として位置づける。

イ）県民の意識や希望、ニーズを的確に把握し、行政の各施策や事業の情報（課題・目的や成果）を正しく、かつ効果的に届けるための**「戦略的な広聴広報」**を、行政運営における重要な柱として位置づける。

⇒【対応方針】

○「広義の人づくり」については、基本的な考え方をなるべく早い時期に提示する。

○「戦略的な広聴広報」については、「広聴広報アクションプラン」の推進により対応する。

４　今後の策定スケジュール

【ステップ１】検証作業（平成 27 年３～５月）

①みえ県民力ビジョン、現行動計画の成果と課題の検証

②現行動計画策定時からの時代潮流の確認

③各部局における施策の検証作業の実施

【ステップ２】策定方針の策定（平成 27 年３～６月頃）

①戦略企画部主導で策定方針案を策定

現行動計画策定後の時代潮流と現状認識、基本的な考え方、計画のマネジメント（ＰＤＣＡサイクル等）

②庁内検討を経て策定方針決定

【ステップ３】中間案の策定（平成 27 年９～10 月頃）

①各部局で中間案検討

②庁内検討を経て中間案決定

③経営戦略会議、議会、パブコメ、各種会議からの意見反映

【ステップ４】最終案の策定（平成 27 年 11 月頃）

①各部局で最終案検討

②庁内検討を経て最終案決定

③議会、各種会議からの意見反映

【ステップ５】最終案修正版の策定（議案提出）（平成 28 年２月頃）
①各部局で最終案修正版検討
②庁内検討を経て最終案修正版決定

【ステップ６】公表　　　　（平成 28 年４月）

※次期行動計画の策定にあたっては、県版人口ビジョン・総合戦略の策定スケジュールと整合性を図る。

※具体的な作業スケジュールは、別添のとおり。

参考
H27.3.18

次期「みえ県民力ビジョン・行動計画」及び「県版人口ビジョン」・「県版総合戦略」策定スケジュール（案）

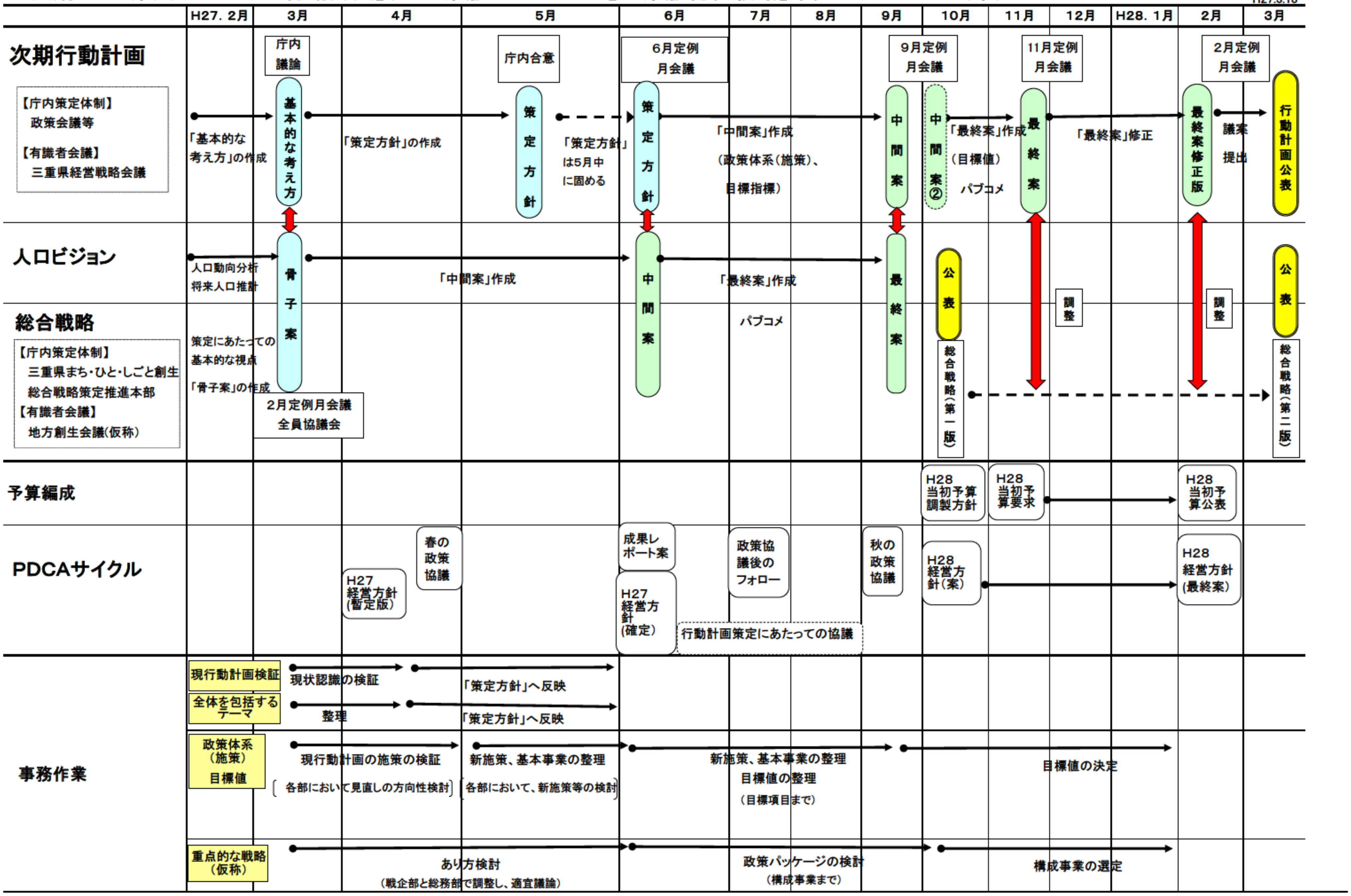

次期行動計画のテーマに対する考察　～新しい豊かさ、新しい三重とは～

別　紙

みえ県民力ビジョン（平成24年４月）

パラダイムの転換（第三の分水嶺）として次の二つを記述（P6～P7）

① 人口減少（少子化超高齢社会）への対応
→社会への大きな影響
（経済、社会、コミュニティ）
県版総合戦略では、人口減少問題の克服と地方創生
「攻め」＝歯止め（緩和）⇒雇用の量と質、学びの場の確保等
と
「守り」＝適応⇒人口減少下でも豊かで活力のある地域づくり

② 経済のグローバル化への対応
（リーマンショック、円高を背景とした認識を記述）
→強じんで多様な産業構造への転換
・知識集約型産業への転換
・地域循環型産業の育成

県民力による「協創」の三重づくり（P14）
みんなで力を合わせて新しい三重を創る

新しい三重は次の三つのイメージ
① 様々なリスクに備える仕組みを整え、
住み慣れた地域で安心して暮らせる
→それによって夢や希望に向けて行動できる

② 必要な能力を身につけ
個性や能力を発揮できる

③ 強みを生かして発展し、
生活や地域の活力を支える産業が活発で
働きがいのある仕事に就ける

アクティブ・シチズン＝自立し、行動する県民

新しい豊かさモデル
「幸福実感日本一」の三重（P15～P16）

幸福＝一人ひとりの価値観、考え方により
幸福の形、内容は様々
しかし、
幸福は、夢や希望を持ち、実現に向けて行動し、
自分の生き方に価値を見いだして得られるもの
人や社会とのつながりの中で自分の存在が
認められることによって実感できるもの
そのために必要なことは、
① 命と暮らしの安全の確保
② 個性や能力を発揮して生き方を選択し、
夢や希望に向かって挑戦
③ 地域に誇りを持ち、人の役に立つ
④ いきいきと働き、生活の豊かさを実感

新しい豊かさとは
自らの力を発揮し、主体的に社会づくりに関わる
ことで得られるもの（アクティブ・シチズンとして
活動することで得られるもの）
このような生き方が新しい豊かさのモデル

【現行動計画策定後の社会情勢等の変化】
• 大規模な自然災害の発生
• 新エネルギーの普及（メガソーラー、バイオマス発電、水素エネルギー等）
• 国・地方をあげた少子化対策や地方創生の動き
•「みえ産業振興戦略」の具現化・進化（航空宇宙、ヘルスケア、食、ＩＣＴ・ビッグデータの活用等）

新しい三重（新しい豊かさ）に向けて（仮説）

◇「みえ県民力ビジョン」に掲げる基本理念に立ち帰って、新しい三重（新しい豊かさ）を考える。

県民一人ひとりが、安心して暮らせる中で、個人の特性や能力を発揮し、自分の生き方を選択し、社会とのつながりを通じて、自らの価値を認識し、自分の存在が認められる。こうした自己肯定感、自尊感情が得られ、自分と自分の住む地域に愛着と誇りを持ち、毎日をいきいきと働き、充実した生活を送れることで、夢や希望がかなう三重づくりにつながっていくのではないか。

そのため、人口減少局面下のパイの縮小などをピンチととらえるのではなく、新たな価値を生み出すチャンスととらえ、持続可能な社会の実現に向けて
• 三重の産業の強みを生かし、より強じんで多様な産業の発展に伴う経済成長によるモノの豊かさ　　※現行動計画で取組の方向性が明らか
• 地域の特性や日々の暮らしの中で得られる金銭に換算できないココロの豊かさ　　※現行動計画で取組の方向性が明らかでない
の両立をめざしていくことが必要であり、県民一人ひとりがそれぞれ選択に基づき希望の花を咲かせる社会になるよう、挑戦しつづけることで新しい三重を実現していく。

☆ それぞれの地域で、さまざまな花が咲きほこる、雑草もある自然豊かな“花畑”へ　　それぞれの山の特性に合わせ、さまざまな樹木が生える植生豊かな“自然林”へ